



島根県報

令和3年3月5日(金)

号外第20号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更(2件)

(道路維持課) 2

道路の供用開始(2件)

(") 4

告 示**島根県告示第160号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	191号	益田市匹見町道川イ1166番1地先から同地先まで	前	メートル 28.30～ 30.20	メートル 11.70	益田県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	メートル 34.70～ 38.90	メートル 11.70		

島根県告示第161号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	仁摩邑南線	大田市仁摩町大国字渡 リ上り上ミ419番3地先 から同番6地先まで	前	メートル 13.00～ 14.00	メートル 28.00	県央県土整備 事務所大田事 業所	道路改良工事 拡幅
			後	14.00～ 25.00	28.00		

島根県告示第162号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	十六島直江停車場線	出雲市十六島町字多井428番3地先から同146番7地先まで	メートル 66.00	令和3年 3月5日	出雲県土整備事務所	

島根県告示第163号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	仁摩邑南線	大田市仁摩町大国字渡り上り上ミ419番3地先から同番6地先まで	メートル 28.00	令和3年 3月5日	県央県土整備事務所大田事業所	